

熊本県監査委員公告第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年（2025 年）10 月 7 日

熊本県監査委員	小 原 雅 之
同	竹 中 潮
同	松 村 秀 逸
同	吉 田 孝 平

1 実施方法
令和 7 年（2025 年）6 月 2 日から令和 7 年（2025 年）8 月 26 日までの間に実地監査及び書面監査を実施

2 監査対象機関 105 機関

部 局 名	機 関 名
知事公室	知事公室付、秘書課、広報課、危機管理防災課、国際課、くまモン課
総務部	人事課、財政課、県政情報文書課、総務厚生課、財産経営課、私学振興課 市町村課、消防保安課（防災消防航空センターを含む。）、税務課
企画振興部	企画課、地域振興課、阿蘇草原再生・世界遺産推進課、交通政策課 空港アクセス鉄道整備推進課、統計調査課、デジタル戦略推進課、システム改革課 球磨川流域復興局付
健康福祉部	健康福祉政策課、健康危機管理課、高齢者支援課、認知症施策・地域ケア推進課 社会福祉課、子ども未来課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課、医療政策課 国保・高齢者医療課、健康づくり推進課、薬務衛生課
環境生活部	環境政策課、水俣病保健課、水俣病審査課、環境立県推進課、環境保全課 自然保護課、循環社会推進課、くらしの安全推進課、消費生活課 男女参画・協働推進課、人権同和政策課
商工労働部	商工政策課（福岡事務所を含む。）、商工振興金融課、労働雇用創生課、産業支援課 エネルギー政策課、企業立地課、販路拡大ビジネス課
観光文化部	観光文化政策課、観光振興課、スポーツ交流企画課
農林水産部	農林水産政策課、団体支援課、食のみやこ推進局付、流通アグリビジネス課 農業技術課、農産園芸課、畜産課、担い手支援課、農村計画課、農地整備課 むらづくり課、技術管理課、森林整備課、林業振興課、森林保全課、水産振興課 漁港漁場整備課
土木部	監理課、用地対策課、土木技術管理課、道路整備課、道路保全課、都市計画課 下水環境課、河川課、港湾課、砂防課、建築課、営繕課、住宅課
出納局	会計課、管理調達課
教育委員会 事務局	教育政策課、学校人事課、文化課、施設課、高校教育課、特別支援教育課 学校安全・安心推進課、体育保健課、義務教育課、社会教育課、人権同和教育課
人事委員会事務局	
監査委員事務局	
労働委員会事務局	
議会事務局	
警察本部	

3 監査対象年度 令和 6 年度（2024 年度）

4 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合规性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理の再発防止も念頭に、収入・支出関係事務の適正処理状況を確認した。また、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

5 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

〈参考〉

監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
総務部	財政課	(火薬類譲渡許可申請手数料等の誤徴収について) 手数料条例の一部改正において、徴収根拠となる規定を誤って削除したことで、手数料を誤徴収することとなり、還付している。 条例改正に当たっては、組織的チェックを部局横断的に行い、再発防止策を徹底すること。
	消防保安課	(支払遅延について) 支出について、以下の課題がある。 (1)電気料金について、支払が遅れ、延滞利息が発生している。 (2)宿舍借上料について、支払が遅れ、督促手数料等が発生している。 支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。
健康福祉部	健康危機管理課	(報償費等の過年度支出について) 協議会委員の報償費及び旅費について、支払漏れがあり、翌年度に支出している。また、一部は、立替払を行っていた。 報酬及び費用弁償条例に基づき適切な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
健康福祉部	子ども家庭福祉課	(報償費の支払遅延について) 法律相談に係る報償費について、2年連続で支払遅延が生じている。 支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。
商工労働部	商工政策課	(使用料及び賃借料等の支払遅延について) 事務所賃借料等について、支払が遅れ、遅延利息が発生している。 支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。
観光文化部	観光文化政策課	(公有財産の毀損について) 指定管理者の委託先による除草作業で、2年連続で公有財産の毀損が生じている。 利用者及び施設等の安全確保について、万全の改善措置を講じるなど、再発防止の指導を徹底すること。
土木部	土木技術管理課	(職員の交通事故について) 私用中に、司法処分が科された人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
警察本部		(職員の交通法規違反について) 通勤中や私用中に、司法処分が科された交通法規違反が3件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。